

この加工調理の前と後の残留濃度の比、この場合は0.3を加工調理係数と呼ぶ。

すなわち、生の状態の農作物の残留レベルに加工調理係数を掛けると、加工調理後の残留レベルが求められる。

(4) その他

当該農作物が当該農薬で処理される割合、及び当該農作物の国産と輸入の割合については、2で述べたとおり、慎重に対処することとし、経時的に大きく変動しないこと等を示す明確なデータがある場合等に限り、考慮することとする。

4 幼小児等の暴露量試算の実施

残留農薬基準設定における暴露評価には、農作物に残留する農薬の量とともに、当該農作物の摂取量の値が必要となる。従来から、この値として、食品摂取量の調査の結果から得られた国民一人当たりの平均摂取量を用いてきたところである。

食品摂取量の調査は平成7年度の調査から、個人別調査に改められたことにより、国民全体の平均摂取量のみならず、年齢別、性別等の各階層ごとの摂取量を用いて暴露量を試算することも可能になった。

許容量の基となる一日摂取許容量は、一生涯にわたって毎日摂取しても安全な量であるため、仮に短期間、この許容量を超えて暴露されることがあっても、ただちに安全性上の問題には結びつかないと考えられるが、国民全体の平均摂取量に基づく暴露評価に加え、摂食パターンの違い等に配慮し、幼小児（6才以下）、妊婦、高齢者（65才以上）については、各々の平均摂取量に基づく暴露評価を行うことが適切である。

なお、食品摂取量の調査の結果、平均摂取量が「0.0g」とされているものについては、四捨五入されたものであることに配慮し、暴露評価にあっては、「0.1g」として試算するものとする。

また、暴露量の試算においては、せんべい、うどんといった加工食品についても、従来から、それぞれ米、小麦など原料である農作物に換算して農作物ごとの摂取量を算出しているところであり、今後とも同様に扱うべきであると考えられる。

5 基準設定農作物以外の食品、水、空気等を介した農薬の暴露への配慮

基準が設定される農作物以外の食品、水、空気等を介した農薬の暴露量（水等からの暴露量）は、既存の農薬に関する調査結果をみる限り、一般に、その量は極めて限られたものとなっている。しかし、これらの暴露量を試算するためには、環境中の動態等を詳細に検討する必要があること等から、残留農薬基準設定に当たり、その量を正確に試算することは困難である。

環境保護に貢献する。この金集りの、直ぐの金額は、およそ500万円に達するものと見られていて、そのうち3割は、環境保護活動に充てられることになる。この活動は、環境保護活動の重要な柱となる。また、この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

第100(1)

この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

また、この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動を通じて、環境保護活動の重要性が、広く知られることになる。これは、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。この活動は、環境保護活動の普及に大きく貢献することになる。

このため、米国においては、水等からの暴露量が一日摂取許容量の20%を超えることはないとの前提にたつて、基準が設定されるものからの暴露量を、特別な理由がない限り、一日摂取許容量の80%以下とすることを基本としている。また、WHOは水道における基準を策定する際に、一日摂取許容量の10%を超えないことを原則としている。

このような国際的な動向も踏まえ、残留農薬基準設定における暴露評価に当たっては、試算された暴露量が一日摂取許容量の80%を超えないことを基本とすることが適当であり、農作物からの許容される摂取量の算出に当たっては、一日摂取許容量に平均体重を乗じたものに、係数として0.8を掛けることとする。なお、水等からの暴露量の試算が可能な場合においては、当該試算結果に基づくものとする。

6 基準設定後の定期的見直し

残留農薬基準は、当該農薬が用いられる農作物に対して設定されるが、基準設定後に適用が拡大される場合には、それらの農作物に対しても、基準を設定していく必要がある。国内及び国外において新たに適用が追加された農作物に関し、逐次基準を設定していくことは実務上困難であるとしても、一定期間(3~5年程度)ごとに定期的な基準の見直しを行うなどして、適切に基準を追加、変更していくことが望ましい。

7 マーケットバスケット調査等による残留農薬の暴露実態の把握

残留基準設定時には、基準の設定により残留量がコントロールされた状態における当該農薬の暴露量を調査することが不可能であること等から、何らかの試算を行わざるを得ないところであるが、実際の暴露量の把握という観点からすれば、上述のような暴露量の試算によらず、マーケットバスケット調査等により農薬の暴露量の実態を把握することが可能である。

従って、基準設定から一定期間をおいて、マーケットバスケット調査等を実施し、暴露量の実態を把握することが必要である。上記に提案した暴露量試算の方法は実際の暴露量を下回るものではないため、その可能性はないものと考えられるが、仮にマーケットバスケット調査等により調査された暴露量が許容される摂取量を超えると判断される場合にあっては、現行の基準値をより厳しい基準値に変更するなどの方策が必要である。

なお、マーケットバスケット方式による調査等の実施に当たっては、日本型推定一日摂取量方式により暴露量の試算を行った農薬を優先的にその調査対象とすることが望ましい。

第五 おわりに

残留農薬基準の設定に当たり、暴露評価は、基準値の妥当性を検証する重要なステップであり、分科会においては、WHOの担当官を招へいするなど8回にわたり審議を行うとともに、部会においては分科会報告に対して一般から求めた意見も踏まえて2回にわたり慎重な議論を積み重ね、さらに部会報告に対して一般から求めた意見も踏まえて常任委員会における審議を行ったところである。本意見具申は、現時点における科学技術の水準を反映したもので、今後の調査研究の成果等を踏まえ、適宜見直しが必要となることは言うまでもない。ここで提案した日本型推定一日摂取量方式を中心とする新しい暴露評価の手法が広く国民の理解を得て、国民の健康確保に寄与することを期待したい。

また、ここで述べた新しい精密な暴露評価は国内および国外における農薬の適正使用が担保されて初めて意味を持つものであることは言うまでもなく、これが機能するためには、農薬の適正使用が推進される必要があることを申し添える。

さらに、暴露評価にあたっては、偏った食事をする個人を含む全ての人々を考慮に入れることは実質的に困難であり、健康増進の観点からも、偏食の習慣等を避け、バランスの取れた食生活を習慣づけることが肝要である。

なお、残留農薬に関する調査研究は、残留農薬行政の基盤を支えるものとして重要であり、一層推進されるべきである。次にあげる研究については、特に積極的な取り組みが図られるようお願いしたい。

- ① 残留農薬の内分泌かく乱作用に関する研究
- ② 複数の農薬による相互作用等に関する研究
- ③ 残留農薬の急性的影響に関する研究
- ④ 迅速かつ効率的な残留農薬分析法の開発
- ⑤ 食品摂取量の季節変動等に関する研究

最後に、暴露評価を含む残留農薬規制については、Q&Aなどにより、よりわかりやすい形で示していくことが必要であると考えられる。また個別農薬の評価に当たっては、部会の報告書において暴露評価についても具体的に記述していくこととする。